（本書面内容の正確性について全てを保証するものではございません。実際の手続きに使用することによりいかなる損害が発生したとしても、当事務所は一切の責任を負いませんので、ご理解の上、ご使用下さい。）

登記原因証明情報

１．登記申請情報の要項

（１）登記の目的　　　豊中卓也持分全部移転

（２）登記の原因　　　平成〇〇年〇月〇日　財産分与

（３）当事者　　　権利者（甲）

大阪府高槻市〇町〇番〇〇号　　　　　　　　　　　　　　　持分２分の１　高　槻　紗　季

義務者（乙）

大阪府豊中市〇町〇番〇〇号

豊　中　卓　也

（４）不動産の表示

所　　在 　高槻市〇町

　 地　　番 　〇〇〇番〇〇

　 地　　目 　宅地

　地　　積 　６２．６５㎡

　所　　在　 高槻市〇町〇〇〇番〇〇

　家屋番号　 〇〇〇番〇〇

　種　　類　 居宅・車庫

　 構　　造　 木・鉄筋コンクリート造セメント瓦葺３階建

　 床 面 積 　１階　３４．６２㎡

　　 　 　　 ２階　３９．６２㎡

　　 　 　　 ３階　４０．２０㎡

２．登記の原因となる事実又は法律行為

1. 甲と乙は、平成〇〇年〇月〇日、協議により離婚した。
2. 平成〇〇年〇月〇日、甲、乙の間において、乙は甲に対し本件不動産の乙持分全部を財産分与する旨の協議が成立した。
3. よって、本件不動産の乙持分全部は、同日、乙から甲に移転した。

平成〇〇年〇月〇日　　大阪法務局北大阪支局　御中

　上記の登記原因のとおり相違ありません。

　（義務者）

住所

　　　　氏名